

岡山市道路台帳調書補正業務委託仕様書

第 1 章 総則

（業務の目的）

第 1 条 岡山市道路台帳調書補正業務委託（以下「本業務」という。）は、道路を管理するため道路台帳調書を補正し、道路管理業務を円滑にして沿道住民の権利と利益を守り、交通の安全を図ることを目的とするものとする。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は、発注者が受注者に委託する本業務に適用するものである。

（準拠する法令等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- （ 1 ） 岡山市公共測量作業規程（国土交通省公共測量作業規程に準ずる）
- （ 2 ） 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- （ 3 ） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- （ 4 ） 道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）
- （ 5 ） 道路施設現況調査要項
- （ 6 ） 昭和 53 年 10 月 7 日付け自治交第 87 号の普通交付税算定上用いられる道路台帳の基準
- （ 7 ） 岡山市契約規則（平成元年岡山市規則第 63 号）
- （ 8 ） 委託数量総括表
- （ 9 ） 岡山市道路台帳平面図図式
- （ 10 ） 製品仕様書
- （ 11 ） 岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書

（品質管理基準）

第 4 条 本業務で作成する岡山市道路台帳調書は、本業務の継続性により、本業務と過去の道路台帳諸元を電子計算機に取り込み、整合性を確保することを基準とする。

個人情報保護の観点から情報セキュリティマネジメントシステム認証及びプライバシーマークの資格を取得し、その規定に則り情報管理を行うものとする。また、品質管理基準として、ISO9001（品質マネジメントシステム）に従い業務を遂行することとする。

（業務概要）

第 5 条 本業務の概要は、下記のとおりである。

- （ 1 ） 作業内容 道路台帳調書補正

(調書補正一式) 33.04 km

「集計処理は岡山市全路線延長」

(橋梁) 31箇所分

(路線網図データ作成) 71本

(当年議会路線網図対応) 1式

(認定・区域変更資料データ作成) 5,833枚

(2) 作業範囲 岡山市全域

(3) 縮尺レベル 1/1000を基準

(疑義)

第6条 本仕様書及び成果品の作成要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受発注者が協議の上発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

発注者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、受発注者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(作業実施計画)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

(1) 業務実施計画書

(2) 着手届

(3) 業務工程表

(4) 主任技術者等通知書及び経歴書

(主任技術者等)

第8条 主任技術者と現場責任者は、道路台帳補正業務に精通した実務経験豊かな者とし、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。主任技術者は、発注者に対し仕様書等に定められた範囲内の業務を遂行し、現場責任者は、主任技術者を補佐するものとする。照査技術者については、公益社団法人日本測量協会が認定した空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置することとする。また、それぞれの経歴、資格を明示した経歴書を発注者に提出するものとする。

(関係官公署との折衝)

第9条 本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合で、発注者との協議を要するものについては、発注者の指示を受けて折衝するものとする。

(損害の賠償)

第10条 本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ち

に発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受注者が負うものとする。

（貸与資料）

第 11 条 本業務を実施する上で必要な資料は、発注者より認められた主任技術者が貸与を受けるものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務にて貸与した関係書類は、業務終了後又は発注者の申し出があった場合は速やかに発注者へ返還しなければならない。

受注者は、故意又は過失により貸与資料が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者が指定した期間内に代品を納め、もしくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償することとする。

（作業経過の報告）

第 12 条 本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について、受注者は、その都度別に定める「打合せ記録簿」を提出するものとする。

（業務委託チェックリストの実施）

第 13 条 受注者は、業務完了時には岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき、実施内容及び成果品の照査を実施するものとする。岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手したものを使用すること。照査項目については、受発注者協議の上決定するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

（成果品の検査・納品）

第 14 条 本業務の成果品については、主任技術者又は現場責任者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。前項の成果品は、発注者の検査完了後、納品するものとする。

（成果品の契約不適合）

第 15 条 納品の後、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第 16 条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

（守秘義務）

第 17 条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、本業務以外の目的に使用したり、第三者に漏洩したりしてはならない。

受注者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取り扱いに最大限の注意を払うこととする。

受注者は、個人情報を保護するため、発注者と個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

受注者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性 3 の情報資産を取り扱う全ての従事者の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で発注者に報告することとする。また、システム障害発生時その他の場合において、当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告することとする。

（資料の破棄及び保存）

第 18 条 受注者は本業務終了後、下記の資料及びデータについて速やかに破棄し、その旨を発注者に報告するものとする。なお、業務完了後も保管が必要な資料については、受発注者協議の上保管期限その他必要事項を記載した保管覚書を取り交すこととする。

- （１）岡山市道路管理システムに付随するデータ類（受注者の負担により調達したシステムライセンスやデータ等を除く）
- （２）道路境界図形・属性データ
- （３）認定・区域変更関係書をスキャン又はコピーしたデータ・書類等

（ウィークリースタンスの推進）

第 19 条 本業務は、ウィークリースタンスの対象業務とする。

（１）以下の①～⑧について受発注者の協力のもと取り組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び 16 時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時間内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後 5 時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないように配慮する。）

（２）ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注

者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定するものとする。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

（３）受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

（４）成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有するものとする。

なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手したものを使用することとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

（ワンデーレスポンスの推進）

第 20 条 発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスに務めるものとする。ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をするものとする。

（その他事項）

第 21 条 受注者は、職務遂行にあたり、委託業務の全部を第三者に請け負わせてはならないこととする。

第 2 章 道路台帳調書補正他

（計画準備）

第 22 条 計画準備は、道路台帳調書を補正するための各項目の工程計画を算出し、人員配置等の作業計画を立案するものとする。また、補正するのに必要な資料を収集し、業務を円滑に進めるために整理を行うものとする。

（測定基図作成）

第 23 条 測定基図は、別途進行中の道路台帳図面補正業務委託（以下「図面補正業務」という。）より作成した数値地形図データファイルに行政境、車道幅員、道路種別、舗装種別、改良・未改良等、道路屈曲部及び交差点毎等の区画要素で区画線を入力し作成するものとする。

（座標測定）

第 24 条 座標測定は、各路線の区画毎面積、延長を測定基図から座標読取機により測定するものとする。測定値は、同時に電子計算機入力データとする。

（道路台帳データ作成）

第 25 条 測定基図及び座標測定によりデータを抽出し、電子計算機に区間ごとの入力を行うものとする。データ項目は、図面番号、路線名称、番号、道路種別、改良・未改良、道路構成要素、平均幅員等とする。

データ項目に必要なコードを、受発注者協議の上決定するものとする。

（橋梁補正）

第 26 条 図面補正業務において調査した橋梁資料及び構造物調査表等より、道路施設現況調査要項（以下、「調査要項」という）に準拠した内容であるか確認を行い、橋梁台帳データの作成・変更等調整を行い調書データへ登録・更新を行うものとする。調査要項の改定に伴う変更等については、受発注者協議の上実施するものとする。更新された橋梁については、道路管理システムの橋梁データも更新するものとする。

新規に認定、廃止、付替えを行った道路及び新設、廃止、付替えした橋梁については、任意の位置図（背景は 1/2,500 都市計画図を基本とし、表示内容は既存橋梁台帳貼付の位置図を踏襲する）を作成し出力した橋梁台帳に貼付するものとする。作成した橋梁台帳はフルカラーの 400dpi でスキャニングを行い、道路管理システムから閲覧可能になるようファイル名を設定するものとする。なお、橋梁台帳は道路管理システム上の閲覧を目的とするため、PDF データ等による電子データ作成を可とする。

（電算処理及び道路台帳調書作成）

第 27 条 電算処理及び道路台帳調書作成は、前条で作成した道路台帳データから電子計算機に入力を行い、論理チェックを実施するものとする。入力したデータから基本データ（区間）、構造物データ、漢字データ（路線名称・住所・告示年月日）の調書データファイルを作成し、集計処理するための数値を電算処理するものとする。

（検索処理ファイル作成）

第 28 条 検索処理ファイル作成は、全体処理集計を行うために必要な処理ファイルを作成するものとする。また、各々の調書について集計するための検索ファイルを作成するものとする。

（調書集計）

第 29 条 調書集計は、作成した調書データと令和 8 年 4 月 1 日時点の道路台帳諸元（6,719.332 km）を全路線の各調書及び路線について集計処理を行い、マスターデータを作成するものとする。また、本業務の継続性により過年度データの形式（定義）と同一の内容とする必要があるため、前年度データを受注者が保有するコンピュータに取り込み作業を行った上で集計を実施するものとする。なお調書データは単年度補正分のみの計算処理では認めず、全路線・全区間・全施設情報

が一括で処理可能な形態（計算プログラム、エラーチェックプログラム、出力レイアウト等）が確立されたもので全調書が整備されるものとする。そこでは、発注者が調書作成、集計に用いたものと同じの論理性を有するものとし、既報告数値との差異は認めないものとする。

なお、発注者の前年度プログラムデータは貸与しないことを原則とする。貸与する資料は岡山市道路台帳調書の前年度納品された各種調書 PDF 等を基本とし、協議の上で業務を遂行するものとする。また、情報保護の観点より使用機材においては全て受注者の所有物とし、支障なく稼動する環境であるか、必要に応じ立ち入りによる確認検査を業務実施計画書提出後に行うものとする。業務遂行環境が確認し得ない場合、落札決定後であっても業務不履行とする場合がある。

集計処理後、各調書データ項目に脱落や重複がないかを検証するものとする。

（補正及び増減調書作成）

第 30 条 補正及び増減調書作成は、集計処理したマスターデータより、対象路線分の調書を作成し、以下（１）～（４）の全ての調書について PDF データを作成するものとする。作成する調書は、発注者の様式とし、管理上必要な調書について発注者より出力の指示がある場合は対応するものとする。

（１）道路法施行規則に基づく調書

- ・道路台帳
- ・実延長調書
- ・トンネル調書
- ・橋調書
- ・鉄道等との交差調書

（２）道路施設現況調査要項に基づく調書

- ・道路現況（総括）台帳
- ・道路現況（部分自歩道）台帳
- ・トンネル現況台帳
- ・橋梁現況台帳
- ・踏切道現況台帳

（３）地方交付税算定資料

- ・道路橋梁調書
- ・道路橋梁増減調書
- ・道路台帳整備済路線の増減内訳

（４）管理上必要な調書

- ・道路現況調書
- ・トンネル台帳
- ・橋梁台帳
- ・交差台帳

（道路関係調書等集計処理）

第 31 条 道路関係調書等集計処理は、調書集計処理したマスターデータより、次の（１）～（４）の調書について、調書 PDF を作成するものとする。作成する調書は発注者の様式とする。

また、各区単位で単独集計処理できるようにデータ処理を行い、各区役所分の調書を作成するものとする。作成する調書は下記のとおりとし、発注者の様式とする。なお、（１）及び（３）は合冊した出力製本を作成するものとする。

（１）道路関係調書（市道調書・県道調書・国道調書）

（２）附表 A,B 調書

（３）０２表

（４）政令市対応区役所処理分

（調書閲覧システム用データ作成）

第 32 条 本作業は、第 30 条及び第 31 条で作成された調書 PDF について、既存の調書閲覧システムにインストールを行うものとする。インストール場所は、岡山市道路港湾管理課を基本とし、当該システムの導入業者立会いのもと、受注者において行うこととする。なお、立会い及びデータ変換等の費用については、受注者が負担するものとする。

障害が発生したと思われる場合は、その原因を究明するとともに、正常に作動するようシステムを復旧させることとする。また、データなどを消去させた場合は、受注者の負担により復旧させることとする。

既存の調書閲覧システムへのインストールを行わない場合は、任意の PC から各々の調書型式にて検索、閲覧が可能で、検索・閲覧できる内容を、路線番号・名称、起点・終点の住所、道路種別、認定年月日とし、過年度の調書 PDF データを含めて閲覧可能な機能を有する代替システムを納入すること。

（調書点検整理）

第 33 条 調書点検整理は、第 30 条及び第 31 条で作成した各種調書について調書間の整合点検を行うとともに、補正内容が正しく反映されているか点検を行うものとする。集計後の全線が表示された路線名称一覧表を作成し、Excel データ及び PDF データで納品するものとする。

（告示資料作成）

第 34 条 告示資料は、発注者が提供する区域決定、区域変更、供用開始の対象となる路線以外で、延長や面積に増減が発生する路線について、発注者が別途定める様式に、下記の内容をとりまとめ作成するものとする。

（１）整理番号・路線名

（２）区間の起点・終点地番

（３）延長

（４）幅員（最小・最大幅員）

(5) 備考

第3章 路線網図データ修正他

(計画準備)

第35条 計画準備は、路線網図等をデータ入力するための各項目の工程計画を算出し、人員配置等の作業計画を立案するものとする。

(網図資料整理)

第36条 網図資料整理は、路線網図作成に必要な資料を収集し整理するものとする。
収集する資料は、下記のとおりとし、路線網図の修正対応は、当年度認定廃止議案路線及び前年度認定廃止及び区域変更路線、当年度補正路線を原則とする。

- (1) 令和8年度新規及び廃止路線のリスト
- (2) 令和8年度新規及び廃止路線の位置図
- (3) 令和8年度認定路線調書
- (4) 令和8年度区域決定調書
- (5) 令和8年度認定路線の告示
- (6) 令和8年度廃止路線の告示
- (7) 令和8年度区域決定の告示
- (8) その他必要資料

(路線網図データ作成及び編集他)

第37条 路線網図データ作成及び編集は、前条で整理した各種資料から、路線網図の形状を座標読み取り装置により数値化するものとする。

- (1) 入力精度は地図情報レベル 2500 とするが、図面補正業務の編集成果も参考にするものとする。

背景データは、1/2,500 都市計画図データとする。

- (2) 入力にあたっては、入力間違い防止の為、入力用の路線網図基図を作成するものとする。
- (3) 入力した路線網図データに路線番号を付与し、作成した路線情報と調書データのリンクを可能にするため、次の属性データを作成するものとする。
 - ・ 路線番号、路線名称、起点住所・終点住所、起点・終点記号、認定月日、供用開始日、最小・最大幅員、延長
- (4) データ種別はラインとし、データ形式は shape 形式とする。
- (5) 入力されたデータは、地形図データと重ねあわせを行い、位置のずれが生じる場合については修正を行うものとする。
- (6) 認定及び路線変更等により起終点の住所が変更する路線については、起終点位置に地番の注記入力を行い、変更内容を併記するものとする。
- (7) 座標は世界測地系に統一するものとする。
- (8) 廃止路線については実線を破線にして注記を R○廃止とするものとし、路

線番号、起終点記号は削除するものとする。

（検査・修正）

第 38 条 検査及び修正は、編集装置（コンピュータ及びディスプレイ）を使用し、記録されたデータに間違いがないかをチェックするものとする。

（路線網図データの公開）

第 39 条 作成及び編集した路線網図データについて、岡山市地図情報システム ASP サービスにて運用中の市民公開型わが街サイトに公開するため、デジタル推進課へデータ提供するものとする。また、本データは併せて岡山市地図情報オープンデータにもデータ提供するものとする。

第 4 章 認定及び区域変更資料データ作成

（資料収集整理）

第 40 条 資料収集整理は、認定（道路港湾管理課保存分）及び区域変更協議書類（各区役所保存分）と受付一覧表を貸与し、平面図変更箇所と一覧データの路線数を照合させ、不一致を無くすよう整理するものとする。

（属性入力作業）

第 41 条 属性入力は、整理された資料に記載された事項を元に、下記の属性項目を入力するものとする。

（１）図書種別

- ・「市道認定」「廃止」「一部廃止」「区域変更関係」「記載事項変更」のいずれかを入力する。

（２）資料連番

- ・資料単位で、システム上一意の数値を入力する。
- ・１つの資料が複数の路線を扱う場合、又は起点住所が複数である場合には、データベース上複数の行が同一の資料番号を持つ状態になる。

（３）路線番号

- ・対象路線の番号を登録する。

（４）旧路線番号

- ・現システムでは使用していない。空白のままとする。

（５）告示番号

- ・告示番号を、年号を示すコード（令和は「５」）、年度、告示番号（４桁）をつなげた 7 桁の数値として登録する。
- ・例として、令和 4 年度の告示番号 915 番の資料の場合「5040915」を登録する。

（６）町名かな

- ・町名の読みの最初の一文字をひらがなで登録する。

(7) 町名・地番（本番）・地番（枝番）

- ・認定又は区域変更の起点住所を登録する。
- ・大字のみを登録し、小字は記載しない。
- ・「一丁目」「二丁目」等は必ず漢数字を記載する。
- ・「堰」は「サイ」で登録する。

(8) 画像フォルダ名

- ・資料連番を8桁の数字（0詰め）にした値を登録する。
- ・例として、資料番号「11507」では「00011507」を登録する。

貸与したエクセルデータの路線数とファイリングの数量を合致させ、不一致なく整合させるものとする。また、未表示となるデータを発注者と協議し、表示するまで検証するものとする。

(9) 発注者から貸与される区域変更一覧表をもとに、システム登録する告示諸元情報を作成するものとする。

(スキヤニング作業)

第42条 スキヤニングは、整理された資料について、スキヤニングし画像データ化を行うものとする。

(1) スキヤニング準備

- ・ホッチキスで資料が綴じてある場合、スキヤニングを行う前にそれを除去する。
- ・ホッチキスの除去の際に資料を破損したり、資料の順番が入れ替わったりしないよう、十分に留意する。
- ・資料が糊で綴じられている場合、糊付けを除去しない。糊付けされた状態でスキヤニングする。

(2) スキヤニング作業

- ・スキヤニングは200dpi カラーでデータを取得するものとする。
- ・文字等が判別しにくくなっている場合、読み取り機器の取得条件を変更して読み取れるように調整する。ただし、どのように調整しても読み取り困難な場合には、その状態でも良いものとする。
- ・紙を折り曲げて綴じてある場合、糊付けされている場合を除き、開いた形でスキヤニングする。
- ・糊付けにて綴じられている場合、裏表面を別々にスキヤニングする。
- ・紙の裏面に何らかの記載がある場合、その面についてもスキヤニングを行う。

(番号及び属性入力)

第43条 前条で作成した属性の「画像フォルダ名」の名称のフォルダを資料単位で作成し、書類の順番に従い最初のページを「001.jpg」次のページを「002.jpg」のように連番をファイル名として取得した画像データを保存する。

(データ検査・変換・圧縮処理)

第 44 条 前条で名称を付与した画像データについて、検査及び形式の変換を行うものとする。画像データの検査については、文字が判読できるかどうか、付与した名称に誤りがないかを画面上に表示させた状態で目視点検する。

検査終了した画像データについては、JPEG 形式にて保存する。

同時に「第 37 条路線網図データ」において入力した図形データ、「第 41 条属性入力」において入力した属性データ、並びに「第 42 条スキミング」で取得した画像データの間で過不足がないか突合検査を行う。

また認定及び区域変更資料データを道路管理システムに登録し、正常に作動することを確認する。

第 5 章 旧路線図管理図面番号の調書メッシュ移行作業

(不備確認)

第 45 条 本作業は、旧路線図管理の路線（御津支所・灘崎支所・瀬戸支所・建部支所及び国県道の管轄路線）について、現在の道路台帳調書で管理している旧路線図図面番号を、道路台帳電子化後のメッシュ図面番号へ移行するために、現状の管理状況を確認するものとする。

(1) 機械処理

作業の対象となる旧路線図管理の路線について、路線網図データを各路線の区間毎に分割処理し、区間単位 of データを作成する。分割した区間データについて、GIS 上に展開し、地理的位置関係より各区間データを包括する図面番号を機械処理にて付与するものとする。

(2) 図面番号確認

前条で各区間データに付与した図面番号について GIS 上に展開し、市道及び国県道の図面番号が正しく付与されているか確認するものとする。図郭境については特に注意して確認し、図郭を跨ぐ場合は方針に従い図面番号を修正するものとする。

(実延長コード修正)

第 46 条 原則図面番号単位に付与されている実延長コードについて、図面番号修正後に実延長コードの並び順が起点から終点に向けて正しく並んでいるか確認し、修正の必要がある場合は修正するものとする。新しいメッシュ図郭に対する付与の検討については、受発注者協議の上決定するものとする。国県道については多数の枝線をもって管理している路線が多くあるため、区間番号等を基に正しい枝線の順番になるよう修正を実施するものとする。

(その他不備修正)

第 47 条 旧路線図管理の路線（御津支所・灘崎支所・瀬戸支所・建部支所及び国県道の管轄路線）以外の路線について、調書データベースよりメッシュ図郭に存在

しない図面番号がある場合は、正しい図面番号になるよう修正を行うものとする。

（不整合調書確認）

第 48 条 作業にあたり既存調書の不備を確認した場合は、各年度の次年度以降補正候補箇所（令和 3 年度～令和 7 年度まで実施の道路台帳電子化業務成果）と重複していないか確認し、重複していない場合は詳細資料を作成し発注者と対応を協議するものとする。

（調書データ反映）

第 49 条 前条までに作成された修正後図面番号及び修正後実延長調書について、令和 8 年度更新用の調書データベースに反映するものとする。

第 6 章 図面補正業務成果とりまとめ

（図面補正成果収集整理）

第 50 条 各区で別途進行中の図面補正業務で作成された成果のうち、次の成果について収集整理し、とりまとめを行うものとする。

- （１）数値地形図データファイル
- （２）道路台帳平面図 1/1,000PDF データ（修正及び接合調整後の全域分）
- （３）補正後のとりまとめ一覧表
- （４）新設橋梁報告書（15 未満→15 以上、15 以上→15 未満含む）
- （５）橋梁及びトンネル一般図
- （６）図面リスト

（ファイリング成果調整）

第 51 条 橋梁及びトンネル一般図、26 条で作成された橋梁台帳について、道路管理システムにて参照可能なファイル名を付与し、閲覧可能となるよう調整するものとする。

（道路台帳平面図データ作成）

第 52 条 収集整理した数値地形図データファイルについて、道路管理システムでシームレスな表示となるよう、変換調整を行うものとする。作成したデータについて、岡山市地図情報システム ASP サービスにて運用中の市民公開型わが街サイトに公開するため、デジタル推進課へデータ提供するものとする。

（道路台帳平面図とりまとめ）

第 53 条 第 50 条で整理した道路台帳平面図 1/1,000PDF データについて、区別にとりまとめ、発注者が必要な時に遅滞なく該当図面を検索できるよう DVD にて納品するものとする。

第 7 章 システム設定

（道路管理システム用データ変換）

第 54 条 前条までに作成された、調書用マスターデータ、橋梁台帳、路線網図データ、認定及び区域変更資料データ、図面補正業務成果（数値地形図データファイル、橋梁及びトンネル一般図）について、既存の道路管理システムに搭載可能なデータフォーマットに変換を行い、既存データとの統合処理を行うものとする。処理後の各種データは、システム上での表示及びシステム機能の動作が正常に行えているか確認を行うものとする。

（道路管理システムデータ更新）

第 55 条 成果データは、既存の道路管理システムにインストールを行うものとする。インストールするデータは、本業務の全成果データ（調書更新データ含む）とする。インストール場所は、岡山市道路港湾管理課を基本とするが、各区役所へのインストールについては、受注者は発注者の指示に従って納入するものとする。その際は、ネットワーク環境、クライアント環境及び運用形態等を総合的に勘案して協議した上、システム構成を決定し調整するものとする。また、当該機器等の管理者及び保守業者の承諾を得た上で保守業者立会いのもと、受注者において行うこととする。なお、立会い及びデータ変換等の費用については、受注者が負担するものとする。

バックアップデータ等について発注者と協議を行い、保管書を提出し、破損のないよう無償で保管するものとする。

障害が発生したと思われる場合は、その原因を究明するとともに、正常に作動するようシステムを復旧させることとする。また、データなどを消去させた場合は、受注者の負担により復旧させることとする。

第 8 章 成果品他

（報告書の作成）

第 56 条 受注者は、下記の内容を記した業務報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

- （１）業務計画に関すること
- （２）業務の流れに関すること
- （３）道路台帳調書補正に関すること
- （４）データ作成に関すること
- （５）成果品の作成状況を示す写真と説明
- （６）打合せ協議に関すること

（成果品）

第 57 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。また光学媒体によるデータ納品に

については全てウイルス対策ソフトにて検収後、納品を行うものとする。各種成果の作成方法及び作成部数については、受発注者協議の上決定するものとする。

(1) 次の図書が閲覧・出力可能なデータを既存の調書閲覧システムにセットアップするものとする。

①道路法施行規則に基づく調書

イ) 道路台帳	1 式
ロ) 実延長調書	1 式
ハ) トンネル調書	1 式
ニ) 橋調書	1 式
ホ) 鉄道等との交差調書	1 式

②道路施設現況調査要項に基づく調書

イ) 道路現況（総括）台帳	1 式
ロ) 道路現況（部分自歩道）台帳	1 式
ハ) トンネル現況台帳	1 式
ニ) 橋梁現況台帳	1 式
ホ) 踏切道現況台帳	1 式

③地方交付税算定資料

イ) 道路橋梁調書	1 式
ロ) 道路橋梁増減調書	1 式
ハ) 道路台帳整備済路線の増減内訳	1 式

④管理上必要な調書

イ) 道路現況調書	1 式
ロ) トンネル台帳	1 式
ハ) 橋梁台帳	1 式
ニ) 交差台帳	1 式
ホ) 市道関係調書	1 式
ヘ) 附表 A, B 調書	1 式
ト) 0 2 表	1 式
チ) 橋梁一般図（重要橋梁のみ）	1 式
リ) トンネル一般図	1 式

(2) その他成果品

①道路台帳調書関係

イ) 道路関係調書及び 0 2 表の合冊製本	40 部
ロ) 路線名称一覧表（Excel 及び PDF）	1 式

②平面図及び路線網図関係

イ) 道路台帳平面図データ（1/1,000PDF）	1 式
ロ) 岡山市認定路線網図データ（1/5,000PDF）	1 式
ハ) 岡山市認定路線網図データ（1/2,500PDF）	1 式

③その他

イ) 告示書原案	1 式
----------	-----

④調書閲覧システムデータ	1 式
⑤岡山市認定路線網図データ（shape 形式）	1 式
⑥認定及び区域変更資料データ	1 式
⑦道路管理システムデータ	1 式
⑧道路管理システム稼動確認書	1 式
⑨路台帳図数値化データ	1 式

第 9 章 その他

（打合せ協議）

第 58 条 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施する為、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、各関係機関との打合せにおいては協議内容をその都度記録し、発注者に提出するものとする。なお、地元関係者等との協議が必要な場合は、発注者と事前に協議するものとする。

（完了検査）

第 59 条 受注者は、全作業工程を完了したときは発注者の定める委託完了届を提出して発注者の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

（変更後業務委託料の算出）

第 60 条 業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は次の式によるものとする。

$$\text{変更後業務委託料} = \left(\text{変更後設計金額（税抜き）} \times \frac{\text{当初業務委託料（税込）}}{\text{当初設計金額（税込）}} \right) \times$$

（1＋消費税率）

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとする。